

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム  
JAPAN PLATFORM FOR MIGRANT WORKERS  
TOWARDS RESPONSIBLE AND INCLUSIVE SOCIETY  
公開フォーラム  
—「選ばれる日本」に向けたJP-MIRAI の挑戦—

パネルディスカッション セッション1  
「ビジネスと人権」とJP-MIRAIの役割

---

日本貿易振興機構アジア経済研究所  
新領域研究センター 主任調査研究員  
山田 美和 miwa\_yamada@ide.go.jp

2022年7月5日 JICA市ヶ谷ビル2階 国際会議場＋オンライン

# 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を理解する

- 企業の人権尊重責任を定めた国連文書

人々の権利を保護するのは国家の義務であることを再確認するとともに、**人々の権利を尊重する責任が企業にある**と規定し、人権侵害に対する**救済手段の設置**を国および企業に対して求めている。

企業は、その事業活動およびバリューチェーンにおいて、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約ならびに労働における基本的原則および権利に関するILO宣言に規定される諸権利を尊重する責任を負う。

企業の責任は国家の義務とは区別され、企業は、どこで事業を展開するにも、国内法の規制の程度に関わらず、国際人権基準を尊重するよう期待されている。**リスクは企業へのリスクではなく、人権へのリスク。人権の尊重はコンプラマターを超える。SDGsへの貢献。**

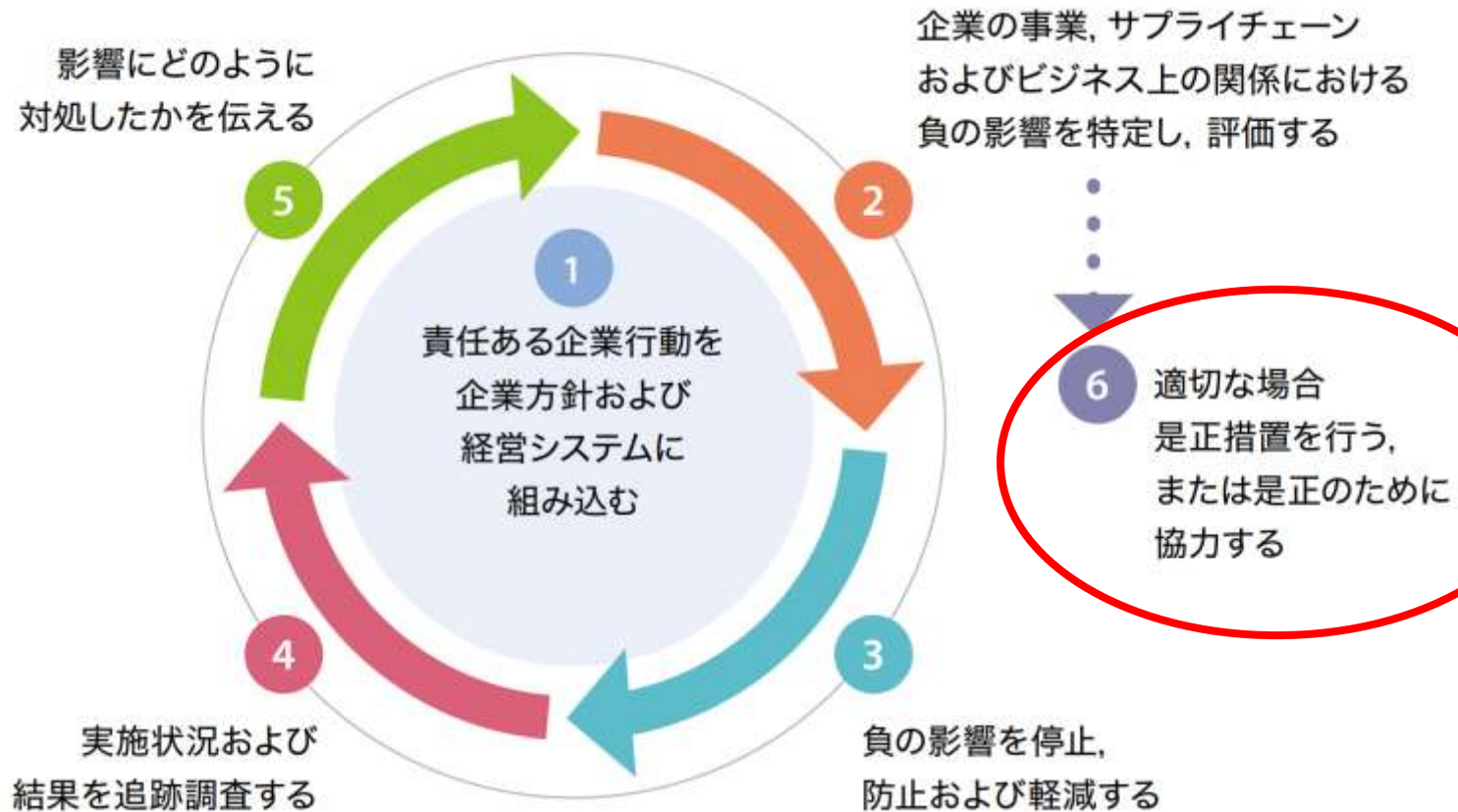
- 指導原則は**各国の政策のベース**

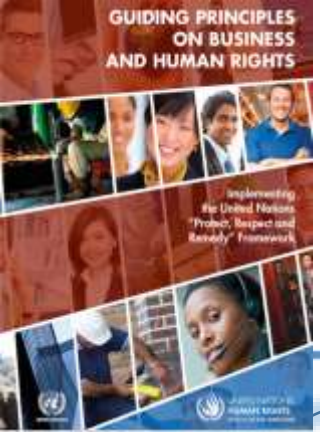
**国家の義務として、企業が人権尊重の責任を果たせるよう、国家は政策措置をとるべきと規定する。**

- 国家、ビジネス、労働組合、市民社会にとって**共通のグローバルプラットフォーム**

# デュー・ディリジェンスのプロセス

「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」21頁より





## 第3の柱: 救済へのアクセス

### Access to remedy 原則25-31

(原則29-31)

苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、企業は、負の影響を受けた個人及び地域社会のために、**実効的な事業レベルの苦情処理のしくみ(グリーンバンスメカニズム)**を確立し、またはこれに参加すべきである。

実効性のあるメカニズムとは、

- (a) 正当性をもっていること、
- (b) アクセスが可能であること、
- (c) 予測可能であること、
- (d) 衡平であること、
- (e) 透明性があること、
- (f) 国際的人権に適合していること、
- (g) 継続的学習の源となること、
- (h) エンゲージメント及び対話に基づくこと。

# JP-MIRAIの取組みの意義と役割

## —包摂的な経済成長と持続的な社会の実現へ

### ➤ 人権デューディリジェンスおよび救済における協働

デューディリジェンスのプロセスの全体および救済にわたる、業界レベルまたはセクター横断型の協働。関係するステークホルダーとの連携。

知識の共有蓄積、影響力の強化、効果的措置の拡大を目的とした協働が可能。

### ➤ 構造的問題への対処（複数セクターにわたる協働、政府への働きかけ）

事業展開する国や地域における社会構造や事業環境など構造的な根本的要因（構造的リスク）に対して他社や業界全体、公的機関、マルチステークホルダーと協働する。

### ➤ 「選ばれる日本」としての発信、プラットフォームとしての価値を高める